

○岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、岡崎市議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派又は会派に属さない議員(以下「会派等」という。)に対して交付する。

(政務活動費の額等)

第3条 会派等に交付する政務活動費の額は、会派に交付する場合にあっては各月の初日(以下「基準日」という。)に会派に所属する議員の数(以下「所属議員数」という。)に月額5万円を乗じて得た額とし、会派に属さない議員に交付する場合にあっては議員1人当たり月額5万円とする。

2 月の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分)から政務活動費を交付する。

3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、その日の属する月分の政務活動費は交付しない。

4 基準日において会派からの脱会若しくは除名又は会派の解散により会派に属さない議員については、第1項の所属議員数に含まないものとする。

5 政務活動費の交付を受けようとする会派等は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(異動等に伴う政務活動費の調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において議員でなくなったときは、交付を受けた月分のうち、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分)以後の政務活動費を議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)の末日までに返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動を生じた場合、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)の末日までに、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分)以後の政務活動費を会派の解散の日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)の末日までに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派等が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるために必要な活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、適正な政務活動費の経理を確保するため、会派に属する議員のうちから、経理責任者を定めなければならない。

2 経理責任者及び会派に属さない議員(以下「経理責任者等」という。)は、議長が定める政務活動費の収支に係る事項を記載した会計帳簿を備えなければならない。

3 経理責任者等は、政務活動費として支出をしたときは、その事実を証すべき目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の書面を徴さなければならない。ただし、社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、経理責任者等は、当該支出を証する書面として、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面を作成しなければならない。

5 経理責任者等は、第2項に規定する会計帳簿並びに第3項の規定により徴した領収書その他の書面及び前項の規定により作成した書面(以下「領収書等」という。)を、適正に保存しなければならない。

(収支報告書)

第7条 経理責任者等は、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- (1) 会派にあっては当該会派の名称並びに代表者及び経理責任者の氏名、会派に属さない議員にあっては当該議員の氏名
 - (2) 交付を受けた政務活動費の額
 - (3) 別表に定める政務活動に要する経費の項目別の支出の額及びその主たる内訳
 - (4) 交付を受けた政務活動費の額から政務活動費として支出した額を控除して残余がある場合においては、当該残余の額
- 2 経理責任者等は、収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の写しを併せて提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき又は会派に属さない議員が会派に属することとなったとき若しくは議員でなくなったときは、経理責任者等であった者は、当該解散の日又は当該会派に属することとなった日若しくは当該議員でなくなった日から起算して10日以内に収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を議長に提出しなければならない。
- 4 議長は、前3項の規定により収支報告書等が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

(透明性の確保)

第8条 議長は、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保に努めるために必要と認められる限度において、会派等に対し、説明を求め、又は資料を提出させることができる。

- 2 議長は、会派等が第5条第2項に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲(次条において「経費の範囲」という。)その他この条例に規定する事項に違反すると認めるときは、その違反の是正又は改善のために講ずべき措置を勧告し、又は命ずることができる。

(政務活動費の返還)

第9条 会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、経費の範囲内で支出した総額を控除して残余がある場合は、規則で定めるところにより、当該残余の額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を、同条第1項又は第3項に規定する提出期限の翌日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日まで保存しなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月23日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月5日条例第48号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月8日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月10日条例第43号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の岡崎市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。この場合において、この条例の施行の際、既に平成25年3月分として交付を受けた政務調査費にあっては、政務活動費とみなす。

(岡崎市議会基本条例の一部改正)

3 岡崎市議会基本条例(平成21年岡崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

別表

項目	内容	使途の例示
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する経費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、施設入場料等
研修費	政務活動として、研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費	会場費、講師謝礼金、出席者負担金・参加費、旅費、通信運搬費等
広報費	政務活動及び市政に関する施策についての広報に要する経費	会場費、印刷製本費、通信運搬費等
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷製本費、茶菓子代、通信運搬費等
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本費、翻訳料、備品・事務機器の購入費及び借上料等
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	新聞購読料、雑誌購読料、図書購入費、有料データベース利用料等
交通通信費	日常の政務活動のための移動及び通信運搬に要する経費	自動車燃料費、通信運搬費等
人件費	政務活動を補助する者の雇用に要する経費	給料、手当、賃金等
その他の経費	上記以外の経費で、政務活動に要する経費のうち議長が必要と認めたもの	

○岡崎市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月30日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年岡崎市条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議会における会派又は会派に属さない議員(以下「会派等」という。)は、議長を経由して年度当初速やかに政務活動費交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 会派等は、前項の規定により提出した政務活動費交付申請書の記載事項に変更すべき事由が生じたときは、速やかに議長を経由して政務活動費変更交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、年度の途中において新たに結成された会派又は会派からの脱会若しくは除名若しくは会派の解散により会派に属さなくなった議員が政務活動費の交付を受けようとする場合に準用する。この場合において、同項中「年度当初速やかに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

(交付決定等)

第3条 市長は、前条の規定により提出された政務活動費交付申請書又は政務活動費変更交付申請書の内容を審査し、政務活動費を交付(追加して交付する場合を含む。以下この条及び次条において「交付」という。)又は返還させることが適当であると認めたときは、議長を経由して政務活動費交付決定(変更)通知書を会派等に送付し、交付又は返還の決定を通知しなければならない。

(交付の請求)

第4条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた会派等は、次の各号に掲げる月分の政務活動費の交付を請求するため、当該各号に定める期間内に政務活動費交付請求書を市長に提出しなければならない。

(1) 4月分から9月分まで 当該通知を受けた日から5日以内

(2) 10月分から翌年3月分まで 10月1日から同月5日まで

(3) 年度当初の交付申請に係る交付決定以外のもの 当該通知を受けた日から5日以内

(交付時期等)

第5条 市長は、前条の政務活動費交付請求書の提出があった場合は、提出のあった日の属する月の翌月の末日までに会派等に政務活動費を交付するものとする。

(交付時期等の特例)

第6条 当該年度において市議会の議員の任期満了に伴う選挙が執行される等の事由により、前条までの規定により難い場合における政務活動費の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、別に定めるところにより、特例を設けることができる。

(会計帳簿の保存)

第7条 条例第6条第1項に規定する経理責任者又は会派に属さない議員は、同条第2項に規定する会計帳簿を、条例第7条第1項又は第3項に規定する収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日まで保存しなければならない。

(返還の手続)

第8条 条例第9条に規定する規則で定める政務活動費の返還に係る手続は、第2条第2項に規定する政務活動費変更交付申請書に条例第7条に規定する収支報告書等を添付の上提出してするものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月23日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第25号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日規則第26号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

政務活動費交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

会派の名称_____

代表者の氏名_____印

岡崎市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり
年度分の政務活動費の交付を申請します。

会派の經理 責任者の氏名	
所属議員数	人 (4月1日現在)
交付申請額	円

- 注1 会派の場合は、所属議員全員の氏名を記載した書面を添付すること。
2 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」、「会派の經理責任者の氏名」及び「所属議員数」の欄は記入しないこと。
3 会派に属さない議員の場合は、様式中「代表者の氏名」とあるのは、「議員の氏名」と読み替えること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号

政務活動費変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

会派の名称 _____

代表者の氏名 _____

岡崎市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり
申請します。

区 分	変 更 後 の 内 容	変更年月日
会派の名称		
代表者の氏名		
会派の経理責任者の氏名		
所属議員数	人	
交付申請額	円	

- 注1 会派の場合は、変更後の所属議員全員の氏名を記載した書面を添付すること。
- 2 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」、「会派の経理責任者の氏名」及び「所属議員数」の欄は記入しないこと。
- 3 会派に属さない議員の場合は、様式中「代表者の氏名」とあるのは、「議員の氏名」と読み替えること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号

政務活動費交付決定(変更)通知書

第 号
年 月 日

会派の名称_____

代表者の氏名_____ 様

岡崎市長 氏

名印

貴会派等に対して交付すべき 年度分の政務活動費の額を次のとおり決定(変更)したので、岡崎市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

政務活動費の額

円

備考

- 1 会派に属さない議員に対して通知する場合は、「会派の名称」は削除し、「代表者の氏名」とあるのは、「議員の氏名」に替えて使用する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号

政務活動費交付請求書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

会派の名称 _____

代表者の氏名 _____

岡崎市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、次のとおり政務活動費の交付を請求します。

政務活動費の額	円
---------	---

- 注 1 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。
2 会派に属さない議員の場合は、様式中「代表者の氏名」とあるのは、「議員の氏名」と読み替えること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5号

収 支 報 告 書

年 月 日

(宛先) 岡崎市議会議長

会派の名称 _____

経理責任者の氏名 _____ (印)

岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり報告します。

年度分

代表者の氏名	
交付を受けた政務活動費の額 ①	円

(支出の額及びその主たる内訳)

項目	支出の額	主たる内訳
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	円	
広聴費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
交通通信費	円	
人件費	円	
その他の経費	円	
支出の額の合計 ②		円

残余の額 (①-②)	円
------------	---

- 注1 岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第5項に規定する領収書等の写しを添付すること。
- 2 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」及び「代表者の氏名」の欄は記入しないこと。
- 3 会派に属さない議員の場合は、様式中「経理責任者の氏名」とあるのは、「議員の氏名」と読み替えること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

岡崎市議会政務活動費取扱要領

1 使途基準

- (1) 使途に充当できる経費は、岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に規定する経費とする。この場合において、同表の人物費の項に規定する政務活動を補助する者の雇用に要する経費とは、会派等で雇用するアルバイトの賃金とする。
- (2) 使途に充当できない経費は、次のものとする。
 - ア 選挙及び後援会活動に関する経費
 - イ 会議を伴わない飲食に係る経費
 - ウ 私的経費
 - エ 党費その他政党活動に要する経費
 - オ 慶弔費、見舞金その他の交際的活動に要する経費

2 調査研究（研修）

調査研究（研修）に要する経費は、原則として、岡崎市職員等の旅費に関する条例第2条第1項に規定する市長等の例により支出し、又は、実費で精算し、その視察の実施の手続は、次によるものとする。

- (1) 「調査研究（研修）視察計画書」を、あらかじめ議長に提出すること。（ただし、海外視察は認めない。原則として同一議員による同一箇所への視察は、1年度間に1回とする。）
- (2) 視察終了後、報告書（①視察目的②視察先③視察内容〔施設名、事業名等〕④レポート〔提言等〕を明記し、関係資料を添付する。）を議長に提出すること。
- (3) 視察終了後の精算は、「調査研究（研修）視察明細書」又は「研修明細書」により行うこと。

3 広報紙

広報紙は、会派が行う政務活動及び市の施策についてのみ掲載するものであって、議長へ提出するものとする。

4 消耗品及び備品の購入並びに管理

- (1) 消耗品及び備品（以下「物品」という。）は、1件2万円に満たないものを消耗品、2万円以上のものを備品とする。
 - (2) 物品の購入は、会派等において行い、その管理は、会派等の代表者の責任において行うものとする。特に、備品は、政務活動費備品台帳に記載して管理するものとする。
- なお、会派等の代表者は、毎年度1回その管理する備品及び政務活動費備品台

帳について検査するものとする。

- (3) 備品の管理及び買換えについては、別紙「政務活動費における購入備品の耐用年数表」を基準に行うものとする。
- (4) 会派の継続が不可能になった場合の物品の取扱いは、各会派代表者間で協議するものとする。
- (5) 会派控室に設置したパソコン、プリンタ等に要する消耗品、修理費等は会派等で負担するものとする。

5 交通通信費

- (1) ガソリン代及び電話代として、議員1人1箇月あたり、2万円（議長については1万円）を限度に支出することができるものとする（領収書は不要とし、会派の代表者の支出証明書をもって代える。）。
- (2) プロバイダ利用料として、議員1人あたり、実際に要した経費の半額を支出することができるものとする。

6 経理

- (1) 領収書等の証拠書類の徴収と現金出納簿の正確な記載を行うものとする。
- (2) 支出の決定は、「支出調書」により会派等の代表者が行うものとする。
- (3) 支出にあたっては、原則として、領収書を徴するものとする。ただし、やむを得ず領収書を徴することができない場合は、代表者の「支出証明書」をもって代えることができるものとする。
- (4) 領収書の宛先は、会派名（会派に属しない議員は議員個人名）とし、購入物品等の名称を具体的に記載するものとする。（例：書籍なら書名、文具ならボールペン等）
- (5) 経理責任者等は、政務活動費の出納のみを行う預金口座、会計帳簿（現金出納簿）を備え、通帳管理及び出入金の管理を行うものとする。
- (6) 収支報告書の記載にあたっては、できる限り具体的に記述し、支出調書の写しを添付することとする。

7 正副議長の政務活動費

正副議長は、離脱した旧会派において政務活動を行うことを認めるものとする。

8 任期満了に伴う選挙が執行される年度における交付手続等の特例

市議会議員の任期満了に伴う選挙が執行される年度における政務活動費の交付手続、交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から任期満了の日までの期間に係る政務活動費

ア 交付額

条例第3条第1項に規定する月額に4月から当該任期満了の日の属する月ま

での月数を乗じて得た額（会派に交付する場合にあっては、当該額に所属議員数を乗じて得た額）とする。

イ 交付申請書及び交付請求書の提出

年度当初速やかに、上記アの額を交付申請額とする政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出し、交付決定通知を受けた日から5日以内に、同額を交付請求額とする政務活動費交付請求書を市長に提出するものとする。

ウ 交付時期

上記アの交付額を、政務活動費交付請求書の提出のあった日の属する月の翌月の末日までに会派等に交付する。

エ 収支報告書の提出

上記アの交付額に係る収支報告書を、任期満了の日の属する月の翌月末日までに議長に提出するものとする。

(2) 選挙後の任期開始の日から当該年度の末日までの期間に係る政務活動費

ア 交付額

条例第3条第1項に規定する月額に当該任期開始の日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額（会派に交付する場合にあっては、当該額に所属議員数を乗じて得た額）とする。

イ 交付申請書及び交付請求書の提出

当該任期開始の日以後速やかに、上記アの額を交付申請額とする政務活動費交付申請書を議長を経由して市長に提出し、交付決定通知を受けた日から5日以内に、同額を交付請求額とする政務活動費交付請求書を市長に提出するものとする。

ウ 交付時期

上記アの交付額を、政務活動費交付請求書の提出のあった日の属する月の翌月の末日までに会派等に交付する。

エ 収支報告書の提出

上記アの交付額に係る収支報告書を、交付を受けた翌年度の4月30日までに議長に提出するものとする。

9 会計年度

政務活動費の会計年度は発生主義（収益・費用をもたらす経済的事実が発生した段階で記帳する方式）とする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、岡崎市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、平成25年3月1日から施行する。

政務活動費における購入備品の耐用年数表（単価2万円以上のもの）

種類	細目	耐用年数(年)
電気機器	ラジカセ	5
	テープレコーダー	5
	ビデオデッキ	5
	I Cレコーダー	5
事務機器	パソコン	4
	プリンタ	5
	スキャナー	5
	シュレッダー	5
	複写機	5
通信機器	ファクシミリ	5
光学機器	カメラ	5
	デジタルカメラ	5
	ビデオカメラ	5
家具	書庫	8
図書	図書	5
上記以外のもの		地方公営企業法施行規則別表2号の掲げる基準に準ずる